



門川町消防団操法大会

(59. 8. 5)

日頃の訓練の成果を披露

今月の主な行事

- | | | | |
|-----|---|-----|--------------------------------|
| 1日 | 血圧測定日 (9:00~11:00 役場宿直室) | 23日 | 秋分の日 |
| 2日 | 門川町日曜朝市 (第1回) 6:00~10:00 | 24日 | 振替休日 |
| 3日 | 3ヶ月児健康相談
(S59年6月生 9:00~10:00 役場宿直室) | 25日 | 身体障害者 (児) 巡回相談 (9:30~12:00 中公) |
| 4日 | 妊婦教室 (妊娠5.6.7ヶ月の者 13:30~15:00
役場宿直室) | 27日 | 農業委員会 (9:00~15:00 役場三階会議室) |
| 5日 | 地婦協定例会 (19:30~ 中公) | | |
| 6日 | 食品加工実習教室 (9:30~中公)
二種、三種混合ワクチン (生後24ヶ月~48ヶ月児
及び三種混合未接種者 13:30~14:00 中公) 7日迄 | | |
| 9日 | 町婦協バレーボール大会 (8:30~場所未定) | | |
| 12日 | 青年教室 (19:30~ 中公) | | |
| 14日 | 成人病学級 (9:30~ 中公)
成人病関係医師講演 (13:30~ 中公) | | |
| 15日 | 敬老の日 | | |
| 20日 | 栄養学級 (9:30~ 中公) | | |
| 21日 | 糖尿病学級 (医師講演13:00~ 中公) | | |

8月1日現在人口

世帯数	男	女	計
5,507 (5,501)	9,057 (9,059)	9,860 (9,858)	18,917 (18,917)

(一) 早期に再就職した受給者には、再就職手当が支給されます。

(二) 六五才以上の方には、新たな失業給付が支給されます。

(三) 六五才を超えて引き続き雇用されている方（高年齢継続被保険者）が失業した場合には、従来の基本

この手当は、受給者が、給付日数の二分の一以上を残して安定した職業に就いた場合に支給されるもので、その額は基本手当の三〇日分までとなっています。

(四) 六五才以上で新たに雇用される方は被保険者になりません。（ただし、希望者は一回限り加入できます。）

今後は、六五才以上で新たに雇用される方は、被保険者になりません。ただし、短期雇用特例被保険者と日雇労働被保険者については従来どおり被保険者となります。なお、当分の間は、六五才以上で新たに雇用される方であっても一定の要件を満たす方については、本人の希望により公共職業安定所長の認可を受けて、一回限り、高年齢継続被保険者となることができ失業時には、一律に基本手当の五〇日分の高年齢求職者給付金が支給されます。

被保険者であった期間 年齢	1年以上 5年未満		5年以上 10年未満	10年以上
	30才未満	30才以上45才未満	45才以上55才未満	55才以上65才未満
90日（90日）	90日（90日）	180日（180日）	180日（240日）	210日（300日）
180日（180日）	180日（240日）	210日（300日）	240日（300日）	300日（300日）
210日（300日）	240日（300日）	300日（300日）	300日（300日）	300日（300日）
240日（300日）	240日（300日）	300日（300日）	300日（300日）	300日（300日）
300日（300日）	300日（300日）	300日（300日）	300日（300日）	300日（300日）

注1 ()内は従来の給付日数です。
注2 被保険者であった期間が、1年未満の場合は、従来通り90日です。

(七) 給付制限の期間は三ヶ月となります。

退職の理由によって失業給付の支給が停止される期間（これを給付制限期間といいます。）が、従来

(八) 保険料の免除年齢は、昭和六〇年四月から六四才以上となります。

したがって、六〇才以上六四才未満の方についても、来年度からは保険料を納付していただくこととなります。ただし、六五才以上の方であっても、公共職業安定所長の認可を受けて被保険者になる方については、保険料は免除されません。

(九) 日雇労働者の失業給付金及び印紙保険料が四段階となります。

従来、日雇の失業給付は三段階でしたが、今回の改正により四段階となり、従来の一等級の上に新一等級が設けられます。また、印紙保険料も、これにあわせて改正されます。

(十) 新制度は八月一日より前に退職された方には適用されません。

ただし、七月三十一日以前に退職された方であっても、八月一日以後に再就職する場合には、新設される再就職手当の支給の対象となります。

一、はじめに

雇用保険制度が改正され、八月一日から実施されることとなりました。事業主の皆様におかれましては、新しい制度の趣旨をよく理解され、必要な手続きを行なっていただくようお願いいたします。また不幸にして失業された方は、この制度を有効に御活用いただき、一日も早く再就職されるよう願っています。

二、改正の概要

(一) 早期に再就職した受給者には、再就職手当が支給されます。

(二) 六五才以上の方には、新たな失業給付が支給されます。

(三) 六五才を超えて引き続き雇用されている方（高年齢継続被保険者）が失業した場合には、従来の基本

手当ではなく、新たに高年齢求職者給付金が一時金として支給されます。その額は、勤続期間に応じて基本手当の五〇日分から最高一五〇日分までとなっています。ただし、六五才の定年に達したことなどの理由で退職される方については、従来どおり、基本手当が支給されます。

(四) 失業給付を受けられる日数が変更されます。

給付日数については、従来は主に年齢により区分されていました

(五) 賞金日額の算定の基礎となる賞金の範囲が変更されるとともに失業給付の額が引き上げられます。

従来の失業給付の額は、いわゆる賞与等を含めて計算されていましたが、今後は、原則として毎月の定期給与により計算されます。また、これとあわせて、全体として失業給付の額が引き上げられるとともに、賞金の六割以上を支給する範囲が、従来の一等級―一三級から一等級―二等級に広げられます。

(最低額二、一四〇円↓二、五七〇円、最高額六、六七〇円↓七、三三〇円)

なお、保険料の算定にあたっては、従来どおり、賞与等を含めた総賃金を基に計算することとなりますので御注意下さい。

(六) 給付制限の期間は三ヶ月となります。

退職の理由によって失業給付の支給が停止される期間（これを給付制限期間といいます。）が、従来

★雇用保険制度が改正されました

雇用保険制度改正のあらまし



が、今後は、表のように勤続時間も加味して決められます。

なお、給付日数が少なくなる方のうち、企業倒産等により解雇された方などで、どうしても就職できない方については、従来の給付日数に達するまで、給付日数が延長されます。

は、一ヶ月以上二ヶ月の範囲内の一定期間となりましたが、今後は一律に三ヶ月となります。なお、新しく設けられる再就職手当は、給付制限期間中の就職であっても支給される場合があります。

県内において、7月29日現在で10名死亡（昨年同月の2倍）しています。

又、本年は幼児の死亡事故は既に6名（昨年1年間の2倍）で、内1名は門川町の事故です。

保護者のみなさん、幼児のとび

出しを絶対にさせないように言いかせましょう。又外出するときは手を放さずに、子供の行動に気を配りましょう。

運転者の皆さん、

① 飛ばすな！

② 脇見をするな！

- ③ 眠気がきたらひとやすみ！
 - ④ 飲んだら乗るな！
- 以上のことに十分留意して、安全運転を励行しましょう。
- 今回の運動の重点は、
- 1 歩行者及び自転車の交通事故防止
 - 2 二輪車の交通事故防止
 - 3 シートベルト着用、推進速度違反、飲酒運転等無謀運転の一掃
 - 4 となつています。

交通安全について、家族みんなで話し合しましょう。

例えば、シートベルトの効果、正しい道路のわたり方、正しい自転車の乗り方など。

私たちの町から、これ以上死亡事故を出さないよう、家庭、地域、地域が一体となった幅広い運動を展開させましょう。

皆さんの、自覚ある実践をお願い致します。

「めざそう、シートベルト着用、日本一！」 推進

県民運動展開中！！

スローガン

高めようシートベルトと意識を



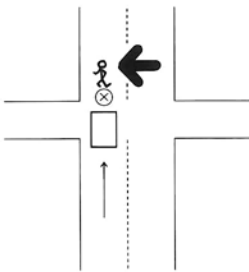
秋の全国交通安全運動

9月21日(金) ~ 30日(日)

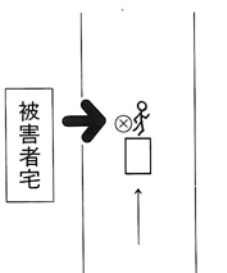
幼児の交通事故死

～その時親は？～

日時場所	7月14日午前7時40分ごろ。門川町県道
親の位置	自宅
状況	被害者（4才・女）が登園する途中、道路を横断するさい、とびだしたため軽乗用車にはねられ死亡。
親の問題点	登園するには幹線道である県道を横断する必要があるのに1人で登園させており、又横断歩道のないところを横断させていた。



日時場所	7月28日午後5時7分ごろ。日向市市道
親の位置	炊事場で夕食の準備中
状況	被害者（2才・女）が道路上にとびだしたため、普通乗用車にはねられた。
親の問題点	被害者が道路に出るのに全く気付かなかった。



お年寄りを大切に

9月15日～21日

老人福祉週間



伊藤 久吉さん (96)

門川町高齢者番付表

東 方						西 方					
横 綱	庵 川	西 松	田 サ	ダ	97	横 綱	松 寿	園 伊	藤 久	吉	96
大 関	尾 末	東 赤	沢 タ	ミ	96	大 関	竹 名	福 永	万 ツ	治	96
関 脇	脇 加	草 1 区	永 田	ウ メ	94	関 脇	中 山	甲 斐	コ メ	メ	94
小 結	結 平	城 西	日 吉	ア キ	94	小 結	庵 川	松 田	コ メ	カ	92
前 頭	頭 城	屋 敷	安 田	サ カ	93	前 頭	上 納 屋 1 区	小 野	タ カ	治	92
" 2	三 ヶ	瀬 日	高 シ	ン	92	" 2	小 園	中 城	光 治	サ	92
" 3	竹 名	佐 々 木	嘉 市		92	" 3	五 十 鈴	金 丸	ワ サ	ネ	91
" 4	加 草 3 区	吉 本	政 平		92	" 4	中 村	坂 本	カ ネ	太郎	91
" 5	本 町	西 村	コ ヨ 子		91	" 5	旭 町	山 口	助 太	代	91
" 6	大 内	原 龍	口 タ	マ	91	" 6	田 中 病 院	那 須	専 千	代	91
" 7	下 納	屋 米	良 モ	リ	91	" 7	三 ヶ 瀬	池 田	ハ マ	ギ	91
" 8	松 瀬	黒 木	島 治		91	" 8	西 栄 町	鶴 海	ツ ノ	ミ	90
" 9	牧 山	曾 根	田 忠	八	91	" 9	中 尾	山 本	ソ ノ	ミ	90
" 10	西 栄 町	足 立	ナ カ		90	" 10	中 山	米 良	フ ミ	ツ	90
" 11	上 納 屋 2 区	福 田	八 百 吉		90	" 11	後 向	姫 野	ハ ツ	イ	90
" 12	小 松	岩 井	ミ ト		90	" 12	五 十 鈴 荘	山 本	ル ヒ	デ	90
" 13	松 瀬	松 川	千 代 蔵		90	" 13	中 村	高 橋	ヒ ツ	ネ	90
" 14	竹 名	吉 田	ワ サ		90	" 14	大 内 原	右 今	ツ 辰	平	90
" 15	上 町	米 良	広 基		90	" 15	南 町 1 区	佐 藤			

若い世代に伝えてください

おじいちゃん、おばあちゃんの



"知恵と経験"

お年寄りの役割

家族や地域社会のために役に立つことができると思います。全国的に六十歳以上の人がこの尋ねたところ、およそ六割の人が「どちらかといえばそう思う」と答えています。これは昨年の十一月に総理府老人対策室が発表した「老後生活の心理面に関する調査」による結果の一部です。年をとってもまだまだやれる。この気持ちを家庭や地域社会で生かしていくには、お年寄りばかりでなくお年寄りを囲む家族や近隣の人の努力も必要です。

九月十五日は「敬老の日」。この日を機会にお年寄りの社会参加について考えてみましょう。

落語の世界の八っさん熊さんは、困りごとがあると横丁のご隠居の所へ相談に行きます。相談を受けたご隠居さんは、「お前さんがた、そんなことも知らないのかい」という具合で迷惑がっています。それがだんだん「それしやうです」「それはだね」「ご隠居は、半ば誇らし気に、少しもつたいぶって話を始めます。

家庭で社会で活躍の場を

お年寄りのいるご家庭で注意していただきたいのは、「もう年なんだから」とか、「そんなことをさせては申しわけない」などと言って、お年寄りの行動に制約を加えてしまうことです。

これではお年寄りの方も、「もう、隠居だから」「出しゃばりだと思われ」などと言って引退してしまう思案になってしまいます。

「能あるタカは爪を隠す」ということわざがあります。しかし、持っている知識や技術は、人に与えて初めて価値が生まれます。お年寄りが、自分の知識や技術を「たいしたことではない」と思っている、周りの人から見れば価値あることかもしれません。



とかく夢見がちで、時には無謀な若者それが若さの持つ特権といえますが、それに対して、お年寄りには経験に裏打ちされた思慮深さや冷静に物事を見極める目があります。こうしたお年寄りならではの持ち味や特徴

れば価値あることかもしれません。家庭や社会で役割を見つけて伸び伸びと行動できるようにしてあげてください。

特にいまは、核家族と呼ばれる、おじいちゃんやおばあちゃんのない家庭が多くなっています。ですから、育児のコツ、漬物のつくり方などお年寄りにしてみれば当たり前のことも、

を、家庭や地域社会で、もっと役立たせてほしいものです。

アメリカの社会学者ハビガーは、老人には三種の役割がある、と言っています。

その一つは、職業上の役割や家庭での親としての役割などのように、年をとるとだんだん小さくなっていく役割です。

二つめは、投票の義務とか社会のことに関心を持ち続けることなどのように、年をとっても変わることのない役割です。

そして、三つめが、年を取ってから新しく生まれてくる役割です。民芸品作りの伝承、人生経験を生かした各種の相談活動などは、この三番目の役割といえるでしょう。

第三の役割——この役割こそ社会が必要としているお年寄りならではの役割なのです。

若い世代には、知られていないことが意外に多いものです。

息子夫婦や娘夫婦と会うのは年に一、二回、というお年寄りの暮らしや生活でしよう。若い世代との交流の場を持つてもらう意味でも、地域社会での活動を通じて、お年寄りの持つ「知恵と経験」を若い世代に伝えてもらいましょう。



お年寄りや障害者の税金

十五日は敬老の日、また、十五日からは二十一日までは老人福祉週間です。長年にわたり社会に貢献されたお年寄りを敬い、長寿を祝う行事が各地で催されます。

お年寄りや障害者などに対する老齢福祉年金の給付や、老人ホーム、心身障害者の保護施設の拡充などは、国の重要な仕事のひとつです。

このように、財政支出の面で社会福祉を充実する一方、お年寄りや障害者の方については、税金の面でもいくつかの特典を設けています。

まず、年齢が六十五歳以上で年間の合計所得金額が一千万円以下の方には、所得税の計算の際に二十五万円を控除できる「老年者控除」と、国民年金や公的な共済組合からの年金などの収入金額から七十八万円を控除する「老年者年金特別控除」があります。

これは、お年寄り本人が受けられる控除ですが、七十歳以上のお年寄りを扶養している方には、そのお年寄りが障害者である場合を除き一般の扶養親族より六万円多い一人当たり三十九

万円の扶養控除が受けられることになっています（同居している老人扶養親族の場合は、四十万円）。

また、七十歳以上の配偶者についても三十九万円の配偶者控除が受けられます。

つぎに、本人や、その扶養親族の中に障害者がおられるときは、一人当たり二十五万円（特別障害者の場合は三十三万円）を所得から控除できるようになっています。

このような控除は、サラリーマンの方の場合は年末調整で、お店を経営している方や自由業の方の場合は、翌年三月十五日までの確定申告で差し引くことになっています。

税金についてのご相談は電話でも結構です。詳しいことは最寄りの税務署又は税務相談室にお尋ねください。



税務署

違反広告物をなくす運動！

住みよい、きれいな街づくりのために、9月1日から9月10日まで「違反広告物をなくす運動」を展開し、その期間中、違反広告物の撤去指導と無許可広告物の申請指導を行っております。町民の皆さんも、屋外広告物に対する認識を深めていただき、みんなの手できれいな街にするよう御協力をお願いします。

屋外に広告物を出すときは、日向土木事務所長の許可が必要です。

9月10日は「屋外広告の日」

問い合わせ先
門川町役場建設課 ☎3-1140



昭和59年度 移動住宅相談の 実施について

宮崎県建築住宅センターでは建築住宅に関して発生するいろいろなトラブルを未然に防ぐと共に建築住宅に関する知識の普及と啓蒙を計り、円滑かつ快適な生活環境づくりの一助とするため、次のとおり移動相談を実施しております。多くの方のご利用をお待ちしております。

◎相談内容

- (1) 増改築、新築について
- (2) 資金融資について
- (3) 設計施工について
- (4) 建築関係法規について
- (5) 宅地建物取引について

◎相談日時

(7)(6) 建築に関する税金について
その他建築住宅に関する相談
九月二十日(木)
午前十時から午後四時まで
日向土木事務所

◎相談場所

日向土木事務所

「土地の日」 無料相談日開設

59年10月1日

国土利用計画法施行10周年を記念して昭和58年10月1日に「土地の日」無料相談日を開き、不動産の色々な御相談に応じ有意義でありましたところから本年も開設することになりました。

「どなたでも」「予約なしに」「直接」下記の日時においていただければ、不動産鑑定士等が気軽に無料相談に応じます。

1 日時 昭和59年10月1日
前10時～午後3時まで

2 会場 延岡市アヅマ百貨店6階

3 相談事 土地、建物等(不動産)の売買地代等の価格に関する相談、不動産に関する法律および税務等

地震多発国ニッポン

災害に備えよう

九月一日は「防災の日」



去る八月五日、絶好の大会日和に恵まれ各選手共、日頃の訓練成果を皆様に披露することができました。成績は次のとおりです。



門川町消防操法訓練大会が 盛大に開催されました

ご協力ありがとうございました

昭和59年度日赤社資(募金)実績一覧表

地区名	目標額	達成額	地区名	目標額	達成額
松 瀬	8,880	9,620	中 尾	45,880	46,000
三ヶ瀬	34,780	35,250	下納屋	71,780	72,000
上井野	39,220	42,740	上納屋1区	27,380	27,380
大内原	17,390	17,500	上納屋2区	29,970	29,970
小 松	26,270	28,420	上納屋3区	28,120	28,120
小 園	30,710	30,710	中 村	26,640	31,490
城屋敷	30,710	30,710	加草1区	25,530	172,050
中山	21,460	21,460	加草2区	58,460	
竹 名	12,950	12,950	加草3区	41,810	
五十鈴	46,990	46,990	加草4区	46,250	
南町1区	59,570	59,570	加草5区	20,350	20,350
南町2区	20,350	20,350	庵川西	63,640	63,640
南ヶ丘	59,940	59,940	庵川東	64,750	64,750
上 町	58,090	58,090	牧 山	17,390	17,390
本 町	62,530	62,530	谷ノ山	4,070	5,440
東栄町	102,490	121,550	平城東	112,110	112,110
西栄町	78,440	91,420	平城西	112,480	112,480
栄ヶ丘	35,150	35,150	宮ヶ原	49,210	56,824
旭 町	24,420	26,020	地区募金計	1,662,410	1,717,684
尾 未 町	20,720	20,720	役場関係職員募金		55,694
後 向	25,530	26,000	日赤奉仕団特別募金		385,803

合 計 2,159,181

昭和59年度門川町日赤奉仕団募金 (特別募金)

募金者名	募金額	募金者名	募金額	募金者名	募金額	募金者名	募金額
神 田 寿 司	3,000	水 永 祐 夫	3,000	日 向 木 協 商 事	2,000	黒 木 光 男	5,000
早 生 栄 蔵	3,000	安 田 義 治	3,000	秀 光 社	2,000	立花本店 立花雄一郎	2,000
東 医 村	10,000	篠 原 隆 己	10,000	山 本 林 業	2,000	倉沢商店 倉沢俊裕	3,000
き ら 永 吉	2,000	米 良 友 和	500	北都浄化槽管理センター 山本高男	5,000	金 丸 次 蔵	5,000
福 藤 萬 子	1,000	長 二 六 八	1,000	加 根 又 本	1,000	管 英 ツ ノ	1,000
後 丸 木 敬	2,000	黒 木 甚 堂	3,000	黒 木 千 商	2,000	倉 崎 相 互 銀 行	5,000
黒 門 川 サ ー ビ ス 黒 木 敬 子	3,000	黒 木 良 木 敬	3,000	ま る こ セ ン タ	2,000	大森酒店 大森有二	2,000
門 川 下 精 ヱ 肉 店 館 子 所 店	3,000	五 十 鈴 食	10,000	平 田 川 安 照 治	1,000	内 山 田 晴 義	3,000
木 下 木 会 子 局	5,000	中 原 邦 弘	5,000	江 川 安 ね	1,000	④ストア 黒木春美	2,000
い 黒 安 田 薬 ニ	3,000	森 良 守 人	3,000	黒 木 敏 子	1,000	請 関 工 業 請 関 要 次	3,000
坂 元 タ ク シ 近 藤 春 量	3,000	二 宮 イ ト 八 郎	3,000	島 田 良 節	1,000	ミツル製菓 小川満	2,000
ス バ ー 須 利 春 量	1,000	門 川 整 骨 院	5,000	金 丸 九 子	3,000	西原電気 西原幸雄	2,000
新 産 測 量	5,000	ほ っ か ほ っ か 亭 門 川 店	5,000	松 本 造 園 松 本 次 義	1,000	松 下 秋 義	1,000
河 野 フ ユ ミ	1,000	門 川 興 産	5,000	金 丸 九 子	3,000	マルカワ食品 川端勝	6,103
後 藤 建 設 後 藤 勤	3,000	請 関 鉄 筋 工 業 請 関 年 男	20,000	松 井 千 津 子	1,000	松 下 房 子	1,000
久 保 自 転 車 店	3,000	請 関 鉄 筋 工 業 請 関 忠 一	10,000	安 田 ふ じ よ	1,000	日高石油店 日高勝三郎	1,000
堤 尚 科 院	5,000	新 井 朝 一	10,000	和 田 和 子	1,000	請 関 忠 太 郎	5,000
松 本 組 松 本 吾 郎	2,000	朝 倉 フ キ 子	1,000	千 草 バ ー マ 松 田 妙 子	2,000	齊藤商店 齊藤トシ子	500
東 洋 プ ロ バ ン 門 川 営 業 所	10,000	小 田 サ カ エ 子	1,000	黒 木 豊 久 子	1,000	甲斐板金 甲斐雪雄	500
姫 野 電 業 姫 野 一 郎	3,000	桂 木 フ ミ 子	1,000	黒 木 京 子	2,000	津 島 美 智 子	2,000
宮 崎 銀 行 門 川 支 店	5,000	戸 高 カ ツ 子	1,000	安 田 田 守 蔵	1,000	大石商店 大石徳次郎	1,000
立 花 酒 店 立 花 寛 三	3,000	小 岩 切 サ ヨ 子	1,000	横 山 リ サ	1,000	日建化学石材 加行俊一	3,000
山 下 タ イ プ 山 下 ミ チ 子	10,000	野 地 純 辰 夫 子	3,000	浜 田 田 謙 二	5,000	安藤商店 安藤 巧	1,000
出 口 マ チ 子	1,000	曾 川 サ チ 子	1,000	山 野 謙 一	2,000	山田産業 山田孝一	2,000
出 口 幸 子	5,000	黒 木 佐 一 郎	1,000	水 永 商 店 水 永 恭 一	3,000	請 関 水 道 請 関 盛 彦	3,000
		黒 木 建 具 黒 木 和 行	1,000	帯 谷 電 氣 工 業 帯 谷 善 三 郎	3,000	請 関 フ ミ 己	1,000
						櫻 井 克 己	10,000

127名 計 385,803

「国籍法」と「戸籍法」の一部が改正されました

昭和60年1月1日
施行

「国籍法」と「戸籍法」の一部が改正され、来年の一月一日から施行されることになりました。その主な改正点を、ご紹介しましょう。

父系血統主義から 父母両系主義へ

現在の国籍法は、「父系血統主義」の立場をとっています。これは、生まれたときに「父」が日本人（日本の国籍を持つてゐる）であれば、その子も日本の国民になるというものです。この「父系血統主義」では、例えば、父が外国人で母が日本



人という国際結婚の夫婦から生まれた子は、日本の国籍を取得できません。

改正法では、この「父系血統主義」から「父母両系主義」へと、その原則が改められました。

「父母両系主義」とは、生まれたときに「父または母」のいずれかが日本人であれば、その子は日本の国籍を取得するといふものです。つまり、国際結婚した日本人の女性の子も、日本の国籍を取得できるようになりました。

一重国籍を防止する 「留保制度」と 「選択制度」



例えば、韓国人の夫と日本人の妻から生まれた子は、現在の国籍法の下では、韓国籍を取得します。しかし、

今回の改正により、父親の韓国籍に加えて母親の日本国籍も取得することになるため、その子は、日本と韓国の二重国籍者になってしまいます。二重国籍の状態では、二つの国の主権が同時に一人の人間に対して及ぶため、いろいろな国際的問題を生ずることとなります。

そこで、このような二重国籍を防止するため、改正法では「留保制度」の適用が拡大されるとともに、また新たに「選択制度」が設けられました。

「留保制度」とは、外国で出生して二重国籍となった人は、所定の期間内に日本の国籍を留保（権利や義務を保持すること）するという意思表示をしなければ、日本の国籍を失ってしまうとい

う制度です。

これまで、この留保制度は、アメリカ合衆国・ブラジルなど生地主義国（父母の国籍に関係なく、自国で生まれた者に国籍を与えている国）で生まれた二重国籍者だけに適用されていましたが、改正法では、国外で出生したすべての二重国籍者に適用されることになりました。

「選択制度」とは、二重国籍者に、二重国籍になったときが二十歳未満のときは二十二歳までに、二十歳以上のときはそのときから二年以内に、日本の国籍か外国の国籍のどちらかを選んでもらうという制度です。

日本への帰化条件 が男女同一に

現在の国籍法では、日本人と結婚した外国人の帰化条件が、その外国人が夫であるか妻であるかによって異なっています。つまり、外国人の夫の場合は、最低三年間、日本国内に居住しなければなりませんでしたが、外国人の妻にはその必要がありませんでした。

今回の改正では、夫か妻かを問わず、最低三年間の国内居住及び現に国内に住所を有していること、または婚姻後三年を経過し、かつ、一年以上日本に居住していることが必要になりました。

経過措置

「父母両系主義」の立場をとる改正法は、施行後（昭和六十年一月一日以後）に生まれた子に適用されますが、それ以前に生まれた子には適用されません。

そこで、改正法では、施行日前二十年以内に生まれた人（施行日に未成年の子）で、母の国籍が、その子が生まれたときから現在あるいは死亡のときまで日本人であれば、施行日から三年以内に法務大臣に届け出るこ

とによって、日本の国籍を取得できることにしています。また、現在すでに二重国籍になっている人については、改正法施行日に二重国籍となったものとみなされ、この日から三年以内に、日本の国籍か外国の国籍がいずれかを選択しなければなりません。しかし、この選択をしなかった場合でも、日本の国籍を選択したものとはみなされ、日本の国籍は失いません。

身体障害者(児)巡回相談

9月25日(火)

身体障害者(児)に対し、巡回して医学的、心理学的、及び職能的判定等を行ない、併せてその更正に必要な総合的相談に応じて、社会的更正の方途を指導し、援護の万全を期するため、当町にて左記のとおり実施されます。ぜひ御利用下さい。

記

一、日時 場所

九月二十五日(火曜日)

門川町立中央公民館

受付時間

午前九時三〇分～十二時まで

二、実施機関

宮崎県身体障害者更正相談所

三、相談の対象者

内部障害者を除いた肢体、視覚聴覚及び音声、言語障害者(児)

四、相談内容

(一)更正、育成医療給付、補装具交付、施設利用、障害程度、職能等の判定

(二)国民年金(障害年金)の受給や職業に関することなどの各種相談

(三)その他
なお不明な点や詳細につきましては役場住民課厚生係までお問い合わせ下さい。

今年で二十一回目を迎えますが「ともに明るい社会を」が今年のスローガンです。

温かい心と
励まして

ともに明るい
社会を



九月一日から三〇日までは 精神薄弱者愛護月間です

今年で二十一回目を迎えますが「ともに明るい社会を」が今年のスローガンです。

この月間の目的は、「知恵おくれ」の人を正しく理解していただくと同時に、「知恵おくれ」の人を愛護する気運を盛り上げようとするものです。

今日、私たちのまわりには、多くの「知恵おくれ」の人が生活し

ていますが、「知恵おくれ」の人が人として尊ばれ、最適な生活環境を保証されることが最も基本的なことです。

「知恵おくれ」の人に対しては、やさしく見守り、励まし、温かい心で接しましょう。

なお、月間中に、県下八市町村で「精神薄弱者愛護座談会」が開催されます。

愛の災害救助物資

タオルケット・バスタオル・タオル

助け合い運動についてお願い

町役場住民課、厚生係まで

本運動につきましては地区会長各種団体、日赤奉仕団等の方々を通じて本運動の推進をいたしたく御協力をお願い申し上げます。

(一)運動期間 五十九年九月一日～六十年三月末日まで

(二)募集品目 新品のタオルケットバスタオル、並びにタオル(洗たく済でも一度使用したもの

はご遠慮下さい。会社名、広告文等の印刷されたものは差支えありません)

(三)募集窓口は役場住民課厚生係

TEL 三一一四〇
内線 一五番



消費者 質問箱

相談

〔ケース①〕健康機器の販売代理店から次のように言われた。「百万円分の商品を販売すれば、二五％の利益がある。さらに、他に販売してくれる人を勧誘すれば紹介料が入り、月収六百万円も可能だ」本当でしょうか。〔ケース②〕某社の説明会に行ったら「寝具販売の代理店になり、知人を紹介してくれば紹介料を支払う」という。信用できるでしょうか。〔ケース③〕「これは、風呂に入れて使うとコレステロール、中性脂肪が体外に出る、という商品。もうかるので販売してみないか」と言われた。

回答

これらの相談例は、単に商品を購入するだけでなく、その商品を販売したり他人にも次々に

勧めて、販売網を広げていく商法で、業者の間では紹介販売と呼ばれています。扱われる商品としては、健康器具、寝具（羽毛布団が多い）、宝石、化粧品、健康食品、洗剤などが多いようです。



■紹介販売■ 自分ばかりか 他人にも損害を 与えます

新しい販売員を増やすために、業者は、次のような言葉巧みな勧誘をする例が多く見られます。「販売すれば〇〇％のマージンが入り、さらに、人を紹介すれば、紹介料がもらえる」「委託販売あるいは代理店契約で高収入が得られる」

「よい商品だと人に感謝されて、収入になる」「いい内職になる」このような甘い言葉で誘われると、つい、その気になりがちですが、実際にやり始めると次のような困難に直面することが多いようです。

▽商品販売の経験がないため、思うように売れない

▽紹介する人が、仕事関係、友人・知人、親類など身近な人に限られ、それ以上なかなか増えない

▽商品価格が適正かどうか、本当に良い商品かどうかなどを判断できる知識・経験がないため、苦情に対処できない

この結果、売れ残り商品を大量に抱え込んだり、市価より高く、しかも粗悪品だったり、紹介した人から苦情を言われたり……など、自分が被害に遭うばかりでなく他人にも損害を与えたりします。その結果、経済的にも精神的にも大きな負担を抱え込むこととなります。

現に、被害者の会を結成し、団結して業者と交渉している例もあります。

うまい話にうっかり乗らないよう、くれぐれも気をつけたいものです。

■歳時記■

暑 残

暑中見舞いが残暑見舞いに変わるのはいつからか、ご存じですか。

昔からのしきたりでは、立秋（今年は八月七日）から後の暑さが残暑ということになっていますから、この日を境に残暑見舞いになるわけですが、しかし、残暑見舞いのはがきが来はじめるのは、たいがい月遅れのお盆過ぎが多いようです。

立秋が過ぎたからといって、それは暦の上のことで、まだまだ厳しい暑さが続くことから、残暑という実感がわかないからでしょう。事実、その年の最高気温は立秋過ぎに出ることが多いのです。

東京の、これまでの最高気温を例にとると、三八・四度が昭和二十八年八月二十一日にでています。二番目の記録三八・一度は昭和四十二年八月十六日といずれも立秋の後です。

これは、夏の晴天をもらっただけで、太平洋高気圧が、後退する



弱者が弱者を差別

最近私は、解放運動団体等の研修会では、あえて誤解を恐れずに問題提起をしていることが二つあります。一つは、よく「踏まれた者の痛みはわかるか」という言葉がありますけれども、この言葉が余りにも安易に使われすぎていると思うのです。人間、踏まれた者の痛みがそう簡単にわかるはずがありません。わからないからこそ、

言葉を踏み絵にして、それで敵と味方を分けてみたり、言葉の遊びで問題が解決すると思つたら大間違いです。踏まれた者の痛みはわかるという言葉は、最初の言葉ではなくて、最後の言葉にすべきではないかと思うのです。

凡人は、私を含めまして、いつも過ちばかりであります。その過ち多き人間が、過ちを怖れるよりも、過ちに気づきそれを改めることを善とする、これが同和問題における啓蒙啓発の出発点だと私は

特徴は、同和对策事業で部落の道路も良くなった。家も良くなった。環境改善もずいぶん進んだが、その周辺地域の人びとに、いわゆる逆差別意識、言葉をかえれば、ねたみ、やっかみの意識というものがある。これをどうすれば解決していくことができるでしょうか。まず、逆差別意識というもののとらえ方が、実はきちつとしなければならぬと思うのです。最近、この逆差別意識を、偉そうに、それはねたみ意

差別と人権を考える

13

にまなぜ寝た子を起すか

昨秋開催された宮崎県同和問題啓発推進大会での講演収録から

講師 西日本新聞社社会部長
稲積謙次郎先生

繰り返し教育や啓発が必要であり、解放運動が必要なのです。ところが、のっけから踏まれた者の痛みがわかるかというのを踏み絵にいたしますと、入口で議論がストップしてしまう恐れがあります。踏まれた者の痛みはわからずとも少しでもわかってと努力する人びと、こうした人びとを信じ、そのような人びとを一人でも多く増やすことが教育であり、啓発であり、運動であると思います。ですから踏まれた者の痛みはわかるという

思うのです。過ちを犯したからその人間が絶対に悪者であり、それは敵であるというきめつけで向う岸に追いやってしまうことは間違いだと思ひます。啓発に携わる人びとや運動に携わる人びとに、もう一度この点を根本で考えていただきたいのです。

もう一つは、弱者が弱者を差別するということの二重構造、ここにも啓発活動のこれからの課題があると思うのです。さきほども申しましたが、今日の差別の最大の

識だ、やっかみ意識だと簡単に切り捨てることができない躊躇する気持ち、私自身に起こっておりま。そんな意識を持つ人たちも実はみんな弱い人びとなのです。「お前さんの意識は間違っている。それはやっかみだ、ねたみだ」と一刀両断にきめつけるだけでいいでしょうか。周辺地域で「いったい俺たちの福祉はどうしてくれるのだ」と、マイホームを持ちたくても持てない人びと、子供を大学にやりたくてもやれない人びと、

サルビア俳句会

孫も来て子も来て賑ふ夏祭	松葉マサエ	片貝は吾が掌にありて桜貝	後藤 素木
形代に孫の名つらね納めけり	佐藤 秋子	緑蔭に研ぎ師一日の陣を布く	甲斐 芳枝
梅雨明けや日毎に伸ばす試歩の距離	松葉 清華	球戦の炎天煽る大太鼓	清田 柳水
子の髪をペランダで刈る梅雨晴間	守屋 貞子	糸図など遺さぬくらし冷奴	松本きよし
サルビアに君を重ねて口寄する	秦 栄子	夕立や借りたる傘をまたさして	星本 花泉
短夜や旅の足跡たどる地図	米良 和子	しあわせは近くにありし三尺寝	寺尾 京子
遠雷と聴きは亡父の声ならむ	河野白陽子	労終えし身のがらんど藤枕	児玉 セツ
両子寺の仁王の影や夏の月	太田 宇朗	田草取るふやけし手足抜き上ぐる	佐藤 定光
山寄りとなりて涼風窓を抜く	谷川 童夢	少年の頃の味なし桑いちご	牧野 吐龍
桶洗ふ水におちこち雲の峰	後藤 玉喜	（会員募集 ☎(3)一五三七）	河野 白陽子

贈書お礼

この度、次の方々から中央公民館図書室へ蔵書のご寄贈をいただきました。

ここに厚くお礼申し上げます。さつそく図書室に備えつけてまして、多くの方々から利用していただきたいと思います。

中尾、宇都宮初子様におかれましては、国保事業に役立てて下さいとのことで、一金参千円のご寄附をいただきました。ここに厚くお礼申し上げますと共に、その主旨にそいまして活用させていただきます。

寄附

お礼

寄附

お礼

- ・東栄町二丁目 山本常市様より 成人用図書十一冊
- ・庵川東 黒木佐平様より 成人用図書四冊
- ・本町 水永倫子様より 成人用図書七冊
- ・児童用図書十六冊
- ・本町 太田宇一郎様より 成人用図書二八五冊

平城西、濱口 進様より、快気祝のかわりに、社会福祉事業にご寄附をいただきました。ここに厚



くお礼申し上げますと共に有効に活用させていただきます。

社会福祉法人

門川町社会福祉協議会

寄附お礼

香典返しのかわりに、社会福祉事業にとご寄附をいただきました。ここに厚くお礼申し上げますと共に、故人のご冥福をお祈り申し上げます。

- 尚使途につきましては、その主
- 五万円 下納屋 柳田末吉殿 (ツネ)
- 五万円 上納屋 山田治富殿 (卯吉)
- 貳万円 中山 金丸重成殿 (ヤス)
- 貳万円 上納屋一區 山田治富殿 (卯吉)
- 参万円 小園 小林啓郎殿 (彰子)
- 参万円 五十鈴 黒木秋雄殿 (盛)
- 五万円 東栄町 木下秀雄殿 (松吉)
- 参万円 東栄町 藤田智賀子殿 (洋生)
- 五万円 下納屋 立花雄一郎殿 (キミエ)

一ごめい福を祈る一

松園	炭倉シヅ子	66
山町	小林ハツエ	81
町	金丸ヤス	78
栄町	長友 彰子	4
下	黒木松之助	75
納屋	木下 松吉	86
上納屋1	藤田 洋生	38
	黒木ナツエ	74
	真栄田喜盛	87
	柳田 ツネ	82
	山田 卯吉	76



さわやか君

西村 宗



社会福祉法人

門川町社会福祉協議会

締切日(八月十七日迄分)